

山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業協同組合等が実施する山口市水産業振興対策事業(以下「事業」という。)について交付する山口市水産業振興対策事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し必要な事項を定め、もって本市の水産業の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内において、漁業協同組合等(以下「事業主体」という。)が実施する別表に掲げる事業に要する経費について、同表に定める補助率により補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を申請しようとするときは、山口市水産業振興対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を山口市水産業振興対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により事業主体に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたり条件を付することができる。

(指令前着手届)

第5条 事業主体は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受ける前に事業を実施する必要があるときは、あらかじめ山口市水産業振興対策事業指令前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、交付申請書の内容に別表に掲げる重要な変更が生じたときは、あらかじめ山口市水産業振興対策事業内容変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第7条 事業実施主体は、事業を中止しようとするときは、あらかじめ山口市水産業振興対策事業中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、山口市水産業振興対策事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を山口市水産業振興対策事業費補助金額確定通知書(様式第7号)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市水産業振興対策事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払い)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 事業実施主体は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、山口市水産業振興対策事業費補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第12条 事業実施主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第13条 事業実施主体は、事業の実施状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し前条に規定する帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付の取消し等)

第15条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、事業実施主体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、第9条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、事業実施主体に対し期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合は、この限りでない。

(1) 補助事業者等が、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合

2 補助事業者が前項第1号又は第2号に該当する場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年法律第179号)の例によるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

事業区分	事業に要する経費(補助対象経費)	事業主体	補助率等	重要な変更・【交付の制限】
水産資源保護事業	水産資源の保護・回復を目的として本市沿岸域又は河川域で実施する水産動植物種苗等の放流事業等に要する次に掲げる経費 (1) 水産動植物種苗等の購入費 (2) 水産動植物種苗等の運搬に必要な車両及び放流の実施に必要な船舶その他資機材の借上料 (3) 放流の実施に必要な消耗品の購入費 (4) 放流の効果を低下させる密漁等を防止するため、放流後の一定期間、放流箇所周辺水域の監視活動を実施する場合に必要な船舶借上料及び燃料費	漁業協同組合(山口県漁業協同組合(市内の支店・支所に限る。)、榎野川漁業協同組合、佐波川漁業協同組合及び阿武川漁業協同組合をいう。以下同じ。)	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。単県農山漁村整備事業(県事業)の項を除き同じ。) ただし、漁業協同組合ごとに次に掲げる額を限度額とする。 (1) 山口県漁業協同組合 1支店又は1支所につき500,000円(山口支所が同一年度に秋穂地先・山口地先・阿知須地先のいずれか2地先以上で実施する場合にあっては700,000円) (2) 榎野川漁業協同組合 350,000円 (3) 佐波川漁業協同組合 230,000円 (4) 阿武川漁業協同組合 200,000円	補助対象経費の30%を超える増減
市内産水産物供給基盤整備事業	市内産水産物の販売促進や販路拡大に資すると認められる施設若しくは設備の整備に要する次に掲げる経費 (1) 施設建設費 (2) 施設用地取得費 (3) 実施設計費 (4) 設備購入費	漁業協同組合 市内の漁業者団体(構成員の過半数が漁業協同組合の組合員及び職員である団体をいう。以下同じ。)	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、2,000,000円(施設建設及び設備購入を一体的に実施する場合にあっては3,000,000円)を限度額とする。	(1) 補助対象経費の30%を超える増減 (2) 実施箇所の変更 (3) 設備の変更
魚食普及推進事業	本市の魚食普及の推進を図る目的で実施する魚食普及講座、料理教室、学校給食食材供給その他普及啓発活動に要する次に掲げる経費 (1) 材料購入費(市内産水産物に限る。) (2) 会場使用料 (3) 講師謝礼 (4) 事業の実施に必要な資機材等の借上料 (5) 事業の実施に必要な消耗品の購入費 (6) 山口県水産物消費拡大運動推進協議会会費	市内の魚食普及推進協議会	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、魚食普及推進協議会ごとに次に掲げる額を限度額とする。 (1) 山口市魚食普及推進協議会 38,000円 (2) 秋穂地区魚食普及推進協議会 48,000円 (3) 阿知須地区魚食普及推進協議会 28,000円	補助対象経費の30%を超える増減

単県農山漁村整備事業 (県事業)	単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱(山口県要綱)、単県農山漁村整備事業実施要領(山口県要領)及び単県農山漁村整備事業(漁業生産基盤整備事業及び漁村生活環境基盤整備事業)の運用基準(山口県運用基準)に基づき実施する漁業生産基盤整備事業に要する経費	漁業協同組合	補助対象経費の欄に掲げる額の65/100以上〔単県農山漁村整備事業(漁業生産基盤整備事業の運用基準(山口県運用基準)第5イ)。 補助対象経費の欄に掲げる額の30%以内(単県農山漁村整備事業の漁村生活環境基盤整備)〕	単県農山漁村整備事業(漁業生産基盤整備事業及び漁村生活環境基盤整備事業)の運用基準(山口県運用基準)第13の規定に該当する変更
荷さばき所販売促進環境整備事業	水産物の地産地消、販売を促進することを目的とした漁業者による共同出荷のための集荷用車両の導入に要する次に掲げる経費 (1) 集荷用車両の購入費 (2) 水産物を運送するために必要な車両改造費 (3) 水槽タンクや水槽ポンプ等の購入費	漁業協同組合	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、1,000,000円を限度額とする。	
漁港施設整備事業	漁業者が共同利用する施設若しくは漁港の維持管理上必要な施設等で、老朽化等により漁業経営に著しく支障をきたす恐れが有り、また、緊急性が認められる場合に、施設等の整備及び改修に要する次に掲げる経費 (1) 施設の更新及び改修工事 (2) 施設の設備改修費 (3) 安全性が向上する附帯工事	漁業協同組合	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、2,000,000円を限度額とする。	
内水面漁業施設整備事業	内水面養殖に必要な施設等で老朽化等により、経営に著しく支障をきたす恐れが有り、また、緊急性が認められる場合に、施設等の整備及び改修に要する次に掲げる経費 (1) 養殖施設の更新及び改修工事 (2) 養殖施設の設備改修費	榎野川漁業協同組合	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、2,000,000円を限度額とする。	
養殖施設整備事業	漁業生産量の向上や漁業者の所得向上を目的として行う養殖の施設整備等に必要な次に掲げる経費 (1) 養殖種苗の購入費 (2) 養殖に必要な資材等の購入費	漁業協同組合	補助対象経費の欄に掲げる額の1/2以内。 ただし、2,000,000円を限度額とする。	

様式第1号(第3条関係)

山口市水産業振興対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

(申請者)
住 所
団 体 名
代表者職氏名
印

年度において、山口市水産業振興対策事業を実施したいので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1. 事業の概要

事 業 区 分	
事 業 の 目 的 ・ 期 待 さ れ る 効 果	
事 業 実 施 箇 所	
事 業 の 内 容	
補助対象経費(円)	
事業完了予定年月日	
備 考	

2. 補助対象経費の内訳

(金額単位：円)

項目	仕様・規格	数量 (単位)	単価	金額	備 考
合計					

3. 収支予算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度予算額①	前年度予算額②	比較(①-②)	備 考
市補助金 その他補助金 自己資金				
合 計				

(2) 支出の部

(金額単位：円)

事業区分	本年度予算額①	前年度予算額②	比較(①-②)	備 考
合 計				

(添付書類)

- (1) 実施箇所の位置図
- (2) 設計図書又は図面を作成している場合は、その写し
- (3) その他参考とした書類(見積書、カタログ等)の写し

様式第2号(第4条関係)

山口市水産業振興対策事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度 山口市水産業振興対策事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

(金額単位：円)

事業区分	補助対象経費	交付決定額	備 考

【交付の条件】

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (3) 山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合、又は同条第2項若しくは第3項の規定により補助金の返還を命じられた場合においても、異議がないこと。

様式第3号(第5条関係)

山口市水産業振興対策事業指令前着手届

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

(申請者)

住 所
団 体 名
代表者職氏名

印

年度 山口市水産業振興対策事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

1. 指令前着手の理由

2. 事業計画

(金額単位：円)

事業区分	事業主体	事業内容	事業量	補助対象経費	市補助金

- 事業着手予定年月日 年 月 日
○ 事業完了予定年月日 年 月 日

3. 指令前着手の条件

- (1) 補助金の交付の決定を受けるまでの間に、天災地変動の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、当該損失は事業主体が負担すること。
(2) 補助金の交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
(3) 着手から補助金の交付決定を受けるまでの間は、当該事業の計画変更を行わないこと。

様式第4号(第6条関係)

山口市水産業振興対策事業内容変更承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

(事業実施主体)
住 所
団 体 名
代 表 者 職 氏 名
印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度
山口市水産業振興対策事業について下記のとおり変更が生じたので承認くださるよう、山口市水
産業振興対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更後の事業概要

事 業 区 分	
事 業 の 目 的 ・ 期 待 さ れ る 効 果	
事 業 実 施 箇 所	
事 業 の 内 容	
補助対象経費(円)	
事業完了予定年月日	
備 考	

3. 変更後の補助対象経費の内訳

(金額単位：円)

項目	仕様・規格	数量 (単位)	単価	金額	備 考
合計					

3. 変更後の収支予算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	変更後予算額①	変更前予算額②	比較(①-②)	備 考
市補助金 その他補助金 自己資金				
合 計				

(2) 支出の部

(金額単位：円)

事業区分	変更後予算額①	変更前予算額②	比較(①-②)	備 考
合 計				

(添付書類)

変更の内容が確認できる書類又はその写し

様式第5号(第7条関係)

山口市水産業振興対策事業中止届

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

(事業実施主体)
住 所
団 体 名
代 表 者 職 氏 名
印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度
山口市水産業振興対策事業を中止したいので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第7条
の規定により届け出ます。

記

事 業 区 分	
中 止 の 理 由	
事業中止予定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

山口市水産業振興対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)山口市長

(事業実施主体)
住 所
団 体 名
代 表 者 職 氏 名
印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度 山口市水産業振興対策事業を完了したので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1. 事業実績

事 業 区 分	
事 業 実 施 箇 所	
事 業 の 内 容	
補助対象経費(円)	
事業完了年月日	
備 考	

2. 補助対象経費の内訳

(金額単位：円)

項目	仕様・規格	数量 (単位)	単価	金額	備 考
合計					

3. 収支精算

(1) 収入の部

(金額単位：円)

区 分	本年度精算額①	本年度予算額②	比較(①-②)	備 考
市補助金 その他補助金 自己資金				
合 計				

(2) 支出の部

(金額単位：円)

事業区分	本年度精算額①	本年度予算額②	比較(①-②)	備 考
合 計				

(添付書類)

- (1) 実施箇所の位置図
- (2) 実施状況写真、実績写真
- (3) 補助対象経費が確認できる書類(領収書、請求書等)の写し

様式第7号(第9条関係)

山口市水産業振興対策事業費補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

(あて先)

山口市長 印

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度 山口市水産業振興対策事業費補助金の額について下記のとおり確定したので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

(金額単位：円)

事業区分	補助対象経費	補助金確定額①	交付決定額②	差引(①－②)

様式第8号(第10条関係)

山口市水産業振興対策事業費補助金請求書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

(請求者)

住所

团 体 名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の〔交付の決定・額の確定の通知〕を受けた 年度 山口市水産業振興対策事業費補助金の交付を受けたいので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

(金額単位：円)

事業区分	補助金確定額	既受領額	今回請求額	備 考

○ 取引金融機関

金融機関名	銀行									
	信用金庫								支店	
	信用組合									
	漁業協同組合								支所	
	農業協同組合									
口座種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ 口座名義人										

様式第9号(第11条関係)

山口市水産業振興対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先) 山口市長

(請求者)

住所

団 体 名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度 山口市水産業振興対策事業費補助金について、概算払いにより交付を受けたいので、山口市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

(金額単位：円)

事業区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	備 考

○ 取引金融機関

金融機関名	銀行									
	信用金庫								支店	
	信用組合									
	漁業協同組合								支所	
	農業協同組合									
口座種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ 口座名義人										

フ リ ガ ナ
口座名義人